茨労発基0313第４号

令和７年３月13日

団体の長 殿

茨 城 労 働 局 長

（公 印 省 略）

令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

　さて、職場における熱中症予防対策については、令和３年４月20日付け基発0420第３号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとし、平成29年からは「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」を実施し、各団体の皆様と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

　昨年１年間の全国における熱中症の発生状況（１月７日現在の速報値。別紙参照）をみますと、死亡を含む休業４日以上の死傷者数は1,195人、うち死亡者数は30人となっており、業種別では、建設業216件、製造業227件で、死傷者数については全体の約４割が建設業と製造業で発生している状況です。また、死亡者数は建設業が最も多く、製造業及び運送業が同数で続き、多くの事例で暑さ指数（WBGT）を把握しておらず、熱中症の発症時・緊急時の措置の確認・周知の実施を確認できませんでした。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、医師等の意見を踏まえた配慮がなされていなかったところです。

　近年は茨城県内においても熱中症による労働災害が多く発生しており、令和６年は全国の死亡災害30人のうちの１割を占める３人が県内での発生となっています。残念ながらこれで熱中症の死亡災害は３年連続の発生となり、休業４日以上の熱中症が過去最多となる44件であったことを踏まえると、大変憂慮すべき状況となっています。

　このような状況を踏まえ、別添のとおり令和７年「STOP!熱中症　クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることとしました。本キャンペーンにおいては、特に、①暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、②熱中症のおそれのある労働者を早期に見つけ、身体冷却や医療機関への搬送等適切な措置ができるための体制整備等を行うこと、③糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して、医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置いた取組の徹底を図ることとしています。

　つきましては、貴殿傘下の関係事業者の皆様に対し、本キャンペーンを周知いただき、４月の準備期間を含め職場における熱中症予防対策に取り組んでいただきますよう、お願いいたします。